

〈資料紹介〉

沼田郡中調子村と高宮郡岩上村の山論関連資料

石川 遥 (広島市公文書館歴史資料専門員)

はじめに

広島市公文書館には、戦後の広島市との合併により旧町村役場から引き継がれた役場文書が数多く所蔵されている。その大半は明治以降に作成された近代の文書であるが、中には近世文書も含まれる。それらは広島周辺の村における近世社会のあり方を解明する糸口となる。

その一例として、今回佐東町域の近世文書¹から、沼田郡中調子村(現安佐南区・旧佐東町域)と高宮郡岩上村(現安佐北区・旧高陽町域)との間で起こった山林の権益や境界をめぐる紛争「山論」に関する資料を取り上げる。末尾添付の地図に見られるように、中調子村は太田川流域の山を持たない平野部に位置した。一方、対岸の岩上村は太田川に注ぐ岩上川(落合川)の流域を占め、その背後に二城山を備える地に位置していた。両村の山論は史料上享保六(一七二一)年から現れ、数度の調停を経たが、明治に入ってから問題が再燃、数年にわたる裁判が行われるほど根深いものだったようである(表1)。

本稿では、両村の最初の争論にあたると思われる享保六年の際の「覚書」²を読み解くことで、近世中期広島藩における農村の林野利用のあり方を示す史料として紹介したい。

一 広島藩の林野政策

まず、広島藩の林野政策について、当該時期頃までの概略を見ていく³。

広島藩の林野は、御建山^{おたてやま}・御留山^{おとめやま}・野山^{のざん}・草山^{くさざん}・腰林^{こしほやし}に区分される。御建山は藩用材確保のために設定され、樹木の一切について厳しく伐採を禁じられていたいわゆる藩有林にあたる。御留山も同様に藩の管理下に置かれていたが、こちらは洪水被害を防ぐといった治山、御建山の立木伐採後における生育、また、村落間で山論が生じて解決に至らない場合の召し上げという場合にも設定された。これらに対し、野山・草山、腰林は農民の管理に委ねられた林野である。野山・草山は村共有の入会地とされ、薪や牛馬の飼料、田畑へ入れる肥草の供給源となった。腰林は農民の個別的な所持・利用に委ねられ、野山・草山と同じく農民の生活基盤を支えるものであった。

ただし、こうした農民が所有する林野であっても、松・榎・杉・檜・栗・槻・梅・楠・弓木等、「御用木」に指定された樹木は藩から平素の伐採を禁じられ、御用木以外の雑木を伐採する際も許可を得る必要があった。また、広島城下町は太田川のデルタに建設されたため、太田川によって運搬される土砂堆積の被害も深刻であり、寛永五(一六二八)年には太田川流域での「鉄六流し」(河川などの水流を利用して崩した土砂から砂鉄を採取する手段)が禁じられた。加えて、松の大木の根を掘って「灯し」にする「かくい堀」は、地盤を緩める原因ともなることから領内で禁止される行為であった。

林野制度が整えられていくなかで、御山方と呼ばれる林野を取り締まる機関の改編も進められる。慶安三(一六五〇)年、山奉行が設置され、村方には二、三名の惣山守、各村一名の小山守が置かれて領内における林野の管理・支配を図った。さらに、林野の管理・保全について村方に布達し、毎年これに対する請書を提出させることで徹底させた。

さらに藩は、宝永年間(一七〇四〜一一)・享保元(一七二一)年・同十(一七二五)年の三回にわたる山改めを実施し、山帳を作成させた。そしてこの山改めと併行して、先述した山奉行の廃止の他、白島に置かれていた運上場を材木場と改称し、藩用材の収納・管理、城下および在町の材木問屋への払い下げ事務にあたらせるといった、支配・管理機構の整備を進めた。これらは、領内の立木を自由に商品化することを禁じ、領内に流通する木材の藩による独占を図ることを狙った政策と考えられる。しかし、こうした藩による木材の独占化への動きは農民の反発も招き、享保二(一七二七)年、広島藩北部に発した享保一揆の一因ともなった。

表1 中調子村・岩上村の山論関係資料

資料群	請求番号	資料名	時期	
近世文書 (佐東町域)	434	(刈場境の図)	享保 6(1721)	
	435・436	(岩上村と中調子村の野山の草刈境を定めた覚書控)	享保 6(1721)	
	437	(御山方へ提出用岩上村・中調子村草刈境絵図添書控)	享保 6(1721)	
	438	岩上村と中調子村の山論書付控	享保 6(1721)	
	444	覚 (岩上村と中調子村の草刈境補強願)	明和 5(1768)	
	445	(高宮郡岩ノ上村と沼田郡中調子村草刈所山境御改願書付)	明和 5(1768)	
	446	覚 (岩上村と中調子村の草刈境杭木たて替えに付受書)	明和 5(1768)	
	447	態申遣ス (五月の補強願い出に対する安芸郡代官所の答弁)	明和 5(1768)	
	448	覚 (岩上村御留山の草を誤って刈取った詫び状)	明和 5(1768)	
464	(中調子村御建山・御留山・野草刈所覚)	不明		
役場文書補遺 (落合村)	H173	(中調子村・岩上村山林樹木伐払) 済口証文事	巳年	
	H175	(中調子村・岩上村山林樹木伐払に付き) 済口証文事	不明	
中調子村 役場文書	359	高宮郡岩上村二ツ城山之内字真伏白灰山所争論ノ附山委員日当其他入費取調書抜元帳	明治 15(1882)	
	360	高宮郡岩上村二ツ城山之内字真伏白灰山所争論費戸掛地掛徴収帳	明治 15～16(1882～3)	
	361	山費仕払証書	明治 16(1883)	
	362	山件訴状弁駁書上申書綴	明治 16(1883)	
	363	弁駁書	明治 16(1883)	
	364	上申書	明治 15(1882)	
	365	民有山所有権争論訴訟裁判言渡書	明治 16(1883)	
	366	(民有山取者権争論一件)	明治 16～17(1883～4)	
	367	山論控訴以降出頭簿	明治 16(1883)	
	368	(山論始審控訴村内費金取約書一件)	明治 16～17(1883～4)	
	369	山所訴訟費控訴村費領収簿	明治 17(1884)	
	370	山論日記帳	明治 17(1884)	
	371	山所訴訟費取立外簿	明治 17(1884)	
	372	中調子村岩上村山林紛争綴	明治 17(1884)	
	373	再答書	明治 17(1884)	
	374・375	民有山所有権争論ノ一件広島控訴裁判所裁判不当ノ上告状	明治 17(1884)	
	376	(山件委員に関する雑件)	明治 17(1884)	
	377～379	(領収証綴)	明治 17(1884)	
	380	山論委員日当及手使賃買物代支払帳	明治 18(1885)	
	381～386	山論被上告費土地反別戸数割取立帳	明治 18(1885)	
	387	(共有山所争論上告費の借用証)	明治 18(1885)	
	388	(請取証及び借金借用証)	明治 18(1885)	
	389	(民有山所有権争論一件上告の答書)	明治 18(1885)	
	390	山論費始審・控訴・被上告不納人者抜帳	明治 18(1885)	
	391	山論費扱兼決算引続帳	明治 18(1885)	
	392	山論被上告費反別・戸数割取立外帳	明治 18(1885)	
	393	山論出頭簿	明治 18(1885)	
	394	(岩上村字真伏両山取者争論に関する委任状)	明治 18(1885)	
	395	山論被上告関係金仕払帳	明治 18(1885)	
	396・397	山件委員日当并ニ小使賃諸買物書仕払帳	明治 18(1885)	
	399	始審ヨリ被上告費第二期マテ山論費不納取立外帳	明治 19(1886)	
	400	自始審至被上告費第二期山論費不納領収帳	明治 19(1886)	
	401	(共有山所争論の被上告費の借用証)	明治 19(1886)	
	402	山論費	明治 20(1887)	
	403～405	山論費反別割戸数割領収帳	明治 20(1887)	
	406	金借用証 (計算立直書)	明治 20(1887)	
	407	山件委員日当並びに小使賃諸買物書抜帳	明治 21(1888)	
	408	山件委員并当料小使賃并二諸費物書抜帳	明治 22(1889)	
	409	裂地譲渡願	明治 22(1889)	
	410	岩上村地籍中調子村取者岩上村取者裂地図面野取帳	明治 22(1889)	
	411	(岩上村と中調子村の野山の定約証書)	明治 22(1889)	
	412	(受取証綴)	明治 18(1885)	
	413	(字白灰真伏山の内中調子と岩ノ上村の所有権に関する定約証)	明治 22(1889)	
	414	(岩上村之内字白灰山中調子村岩上村共有山地境界図)	明治 22(1889)	
	岩上村 役場文書	417	民有山所湯権争論之訴答状	明治 16(1883)
		418	証抛物写シ	明治 16(1883)
		419	開陳書	明治 16(1883)
420		上申書	明治 16(1883)	
421		民有山所有権争論之控訴状	明治 16(1883)	
422		証抛物写	明治 16(1883)	
423・424		第一弁駁書	明治 17(1884)	
425		第七号証抛物之写	明治 17(1884)	
426		(民有山取者権争論之控訴の裁判言渡書)	明治 17(1884)	
427	第二弁駁書	明治 17(1884)		

一方、百姓身分の役務であつた惣山守・小山守は、村方での鬮辰などの問題もあり、林野支配の徹底を期し難い面を備えていたようである。このため、惣山守は享保十二(一七二七)年に廃止、小山守は山番と改称されて、村内の藩有林の管理・育成のみにあたることとなつた。この時御山方を郡廻り兼任としたが、藩内林野の管理が行き届かず、みだりに樹木が伐採され山が荒らされるといふ事態が生じたようである。そのため、同十八(一七三三)年に専任の山奉行を設けると同時に、その指揮・監督下へ各村々所在の管理責任者とした山目付を設置させた。

山目付は、割庄屋格として郡内に二、三名置かれ、現地における藩内林野の管理・育成の中枢に位置する立場であつた。その職務内容は、藩有林の管理・育成、村内林野の管理責任を負う村役人・山番の監督・指揮、郡中を巡り、山々を絶えず見廻ることとされた。また、林野の利用・管理に関する村方からの請願が山目付の下吟味、承認を経て受理されるなど、藩と村方を結ぶものとしての役割を果たす面も指摘される。山目付は、宝暦七(一七五七)年から明和二(一七六五)年の間一時廃止されたが、その後廢藩まで存在し続けた役職とされる。

加えて、享保十(一七二五)年に植林を主な任務とした植木奉行を設置したことは、藩有林の林野政策における採取経営から育成経営への転換を図る藩の姿勢がうかがわれる。

こうした御山方の役職の改廃や所管事務の転属等のめまぐるしい変更が行われたが、ひとまず専任もしくは兼任の山奉行が置かれなない場合は、領内林野の支配・統制と藩有林の育成・管理は主として郡方の責任とされ、藩用材の伐採・収納・管理事務は勘定方所管とする慣例が確立する。

二 山論の「覚書」の分析

本章では、中調子村が記録した享保六年における岩上村との山論の「覚書」の内容を詳しく見ていく。同「覚書」の本文翻刻を以下に掲載する。長文であるが、当時の林野利用の状況や山論の経緯などを見る上でも、本文全体を紹介することとしたい。なお、便宜上筆者により各条へ①から②の番号を付した。



写真 1 「覚書」の冒頭部分

① 高宮郡岩上村地之内
一 式つしやう山

沼田郡
中調子村

覚

右者、往古方山村薪柴草刈申山所二而御座候、夫故、
往古方山銀百四匁式分定小物成之内二而上納

仕候、右之山、砂峯ハ御留山二而御座候、

② 一 右之山、当正月廿一日二岩上村之もの式三人当

村之柴草刈所山へ参、かくひ堀り申候二付、当村之

山番共追のけ申候処二、其翌日、又岩上村之百姓

大勢山鉞持上りかくひほり申候、就夫右之通二而

捨置申候者、山荒柴草等もかり申事も難成、

尤御留山建申ためにも相成可申と存、殊二川越

遠方之儀ニ御座候得者、少々之番小屋共かけ番仕らせ候ハ、山茂能建可申哉と相談仕、別二月四日、

岩上村庄屋角右衛門方へ当村百姓三人遣し、庄屋

角右衛門と相談仕候様ハ、中調子村柴草茹申山所之

儀、方々人口多ク、山猥りニ罷成之様ニ奉存候二付、少し之番

小屋どもかけ昼夜之番仕らせ可申と申談候得者、角右衛門

被申候儀、夫者御為之儀ニ在之候間、勝手次第二可被

仕由被申候、

③ 二月十一日、岩上村庄屋角右衛門方へ又百姓三人遣シ申様ハ、

番小屋之儀弥かけ申度存候、就夫 御公儀様江

御申上ケ可有之候哉、左候ハ、此方にも御伺可申上と

申候得者、角右衛門被申候儀ハ、夫二者及不申と被申候故、

其以後少々之番小屋かけ申候、

④ 同廿六日、岩上村庄屋角右衛門使として百姓三人

参候而申様ハ、今度小屋かけ候處、古荒所ニ而在之候故、

小屋之儀のけ申様ニと申参候、無左候ハ、此方よりのけ

可申哉と申来候、将又御留山之儀、只今迄砂

峯ニ而有之候得共、今度ふもとへ願替ほうしとし

置申候故、見合申様ニと申来候、其時分庄屋善六義

他行仕候故、其段申聞せ、自是可申懸と申、

右使之者戻し申候、

⑤ 同廿七日ニ、当村百姓三人角右衛門方へ遣し候而申様ハ、

今度御留山所願替へ申候而ほうしとし被申候所之儀、

当村先年方柴草茹申山所ニ在之候二付、替り申候而ハ

殊之外中調子村不勝手難儀ニ及申候、殊更先年方

御留山二者小松も有之二付、願替之義御用捨可被下やと

申遣し候、且又番小屋所之儀、俄に古荒所ニ在之候儀

不得其意候、前々より只今迄柴草かり来候所ニて

在之候故、御相談之上小屋かけ申候、其許る御のけ候儀御待

可被下候、のけ申すし二候ハ、此方よりのけ可申と申遣し候、

⑥ 同廿八日ニ、岩上村角右衛門方使として百姓三人参候而

申様ハ、番小屋之儀ハ此方ろくすし申候間、左様ニ

相心得申様ニと申来候、且又御留山所之儀ハ

先年之通を願替へ候而、中調子村不勝手ニ相成申由

二付、是ハ先年之通砂峯式分ニ随分政道可

被仕由申来候、并同年にもほうしとし置申候間、

見合可申由申候二付、使之ものへ申様ハ、御留山之儀

先年之通ハ得其意申候、同年ほうしとし之儀ハ

合点不参候、先年ろ只今迄其格無之候間、左様之

仕形一圓承知難仕候、猶又小屋之儀其元より

くずし被申候段、得其意不申候、のけ申筋ニ有之

候ハ、双方相談之上ニ而此方ろのけ可申処ニ

あたり、手あらく仕形合点不参候と申、

右使之もの戻し申候、

⑦ 四月廿三日ニ、当村山番中調子村柴草山所より

罷歸り申様ハ、今日岩上村ろ当村しばくさ茹申

山所之内、大谷へ三四拾人ほと入込ニ而猥りニ柴草

かり取申候二付、山番申様ハ、急度のき申様ニ申候得者、

此所ハ岩上村山分ニて在之候二付柴草かり申と申、

こわばり除き不申候故、無是非山番其段申戻り

申候、

⑧ 同廿四日ニ、柴草かり申時分之儀ニ御座候得者、

当村百姓多人数右之山大谷へ参、柴草茹

申候処ニ、岩上村ろハ壹人も参り不申候、当村山子

もとり申候而、昼ろハ小人数子共交りニ参申候

得者、又々岩上村ろ大勢乱入、子共之鎌拾壹枚・

さいほう壹本取、かまとも早速渡し不申子共ハ

手こめ候而取申候、あまり手あらく仕形故、

当村山番式人岩上村庄屋角衛門方へ参候而頼

申様ハ、今日此村之百姓衆中調子村柴草かり申

山所之内へ大勢入込候而、中々手あらく掛り、

子共之かま・さいほう取、其上子共三四人も痛メ

被申候、尤中調子村方ハ毎日子共交り山へ参申儀ニ

御座候間、万一人痛も出来候得者、めいわくニ

及申候間、重而中調子村柴草申山所へ入込

右之任形無之候様御申付可被下候と申、罷歸り申候、

⑨ 一右之任形故、子共式三人右之躰申戻り候故、夫

より当村山子ノ親兄弟共、氣遣召連戻り

申度と申跡方参申候、先程其方ニ取申候

此方之山子之鎌拾壹枚・さいほう壹本いそぎ

戻し申様ニと申候得者、岩上村百姓口々申様ハ、中々

もとし申事相成不申、鎌ハ庄屋所ニ預り置被申

筈ニ付、かま囉ひ申度候ハ、此方之庄屋元へ参可申と

申候而、それより右岩上村百姓大勢庄屋角右衛門方へ

引取申候、就夫此方之もの之内式三人庄や角右衛門方へ

右之かまもらいニ参候而、かま御戻し被下候様ニ断申候

得者、鎌壹枚囉ひ候故、残ル鎌も囉申事之様ニ

存、とられ申者并追々参申者とも式拾人余参候而、

かま被下候様ニ断申候得者、角右衛門被申候儀ハ、成程

鎌拾枚此方ニ預り置申候得共、中々渡し申事

相成不申由被申候ニ付、右之もの共無是非戻り申候

所ニ、いまた岩上村之百姓大勢中調子村柴

苧所山ニ居申候ニ付、此方之もの申様ハ、是ハ中調

子村柴草苧申山所之内、ケ様ニ大勢入込柴

草かり申候のみならず、剩子共を手こめ鎌杯

取申儀あまり手あらく仕形、自今已後
此所へ入込柴草苧申間敷と申候得共、聞入
不申柴草苧取申候ニ付、鎌六枚・さいほう式本

此方之もの取申候、

⑩ 一同廿四日晚、岩上村庄屋角右衛門方爲使百姓

式人参申様ハ、今日此村之百姓中大分岩上村山へ

参候而、かま六枚・さいほう式本取被申候、其上

庄屋所へ多人数参申候、全而左様之任形無之

様御申付可給由申参候、

⑪ 一同廿六日朝、当村方岩上村庄屋角右衛門方へ爲使

百姓三人遣し申候而申様ハ、一昨晚ハ御使者御座候

処ニ、善六罷違申故御返事不仕候、其刻御申越し

之趣村中山子共吟味仕候處、廿四日山ニ而かま

もとし給り候様ニ申候得者、岩上村大勢之百姓

中被申候儀者、かま之儀ハ此村庄屋殿ニ渡し申候ニ付、

囉申度候ハ、庄屋殿へ参可申候と言捨ニ仕、其儘

右之大勢岩上村庄屋殿へ不残引取申候ニ付、鎌・

さいほうとられ申もの共貴様迄参申由申候、

其外之儀共御申越候得共、左様成儀ハ一圓

不存、鎌・さいほう一卷は幾重ニも御断申上候得共、

得囉ひ不申候由、扱又私昨晚罷歸り承候得者、

結句中調子村柴草山之内へ其村百姓中大分

入込、とやかくと新儀成事共申候而、剩山子共

三四人茂手こめ及難儀申候、此已後左様成手

あらく儀不仕候様ニ御申付可給と申遣し候、

⑫ 右者当春より岩上村百姓中調子^子柴草

苧申山所へ入込かくひ堀り申候ニ付、山荒申候、

其上山境等先年より相極居申候処ニ大分

相違新儀申出し、迷惑仕申候、先規之通ニ被

為仰付被下者、難有可奉存候、以上、

享保六年丑ノ五月
沼田郡中調子村庄や
善六

同村与頭
作右衛門
同
清左衛門

山田孫之丞様
河原藤右衛門様

形式から、中調子村庄屋善六、及び庄屋を補佐する与頭二名より、郡代の山田孫之丞・河原藤右衛門両名に宛てた請書の写しにあたるものと判明する。加えて、「御公儀様」、山田・河原両郡代をはじめ計七通を提出し、うち「松嶋徳平様」への一通が返却された。

この「覚書」からわかる経緯の概略を表2にまとめた。以下ではその内容についてより詳しく分析を加える。

①では二ツ城山がどの様な扱いとされてきたかが説明される。それによると、同山は往古より中調子村が薪・柴草を刈る山として利用し、そのため小物成の一部として山銀四匁二分が上納されていたという。

②から山論の具体的な経緯に入る。それによると、享保六（一七二一）年正月二二日、岩上村の者二・三名が、中調子村の柴草を刈る範囲へ入り込み、松の根元を掘り取る「かくい堀」を行った。「かくい堀」は山の荒廃につながるため藩内でこれを禁じており、これを見た中調子村の山番も一旦この者たちを追い払ったが、翌日には大人数で再び押しかけた。この「かくい堀」の強行が事件の発端とされている。

こうした事態を受け、山の荒廃を防ぐためにも中調子村は簡易な番小屋の設置を計画する。同山は山への入口が多く、殊に太田川を隔てる中調子村（末尾添付の地図参照）が恒常的に山を監視するためには、その拠点を山内へ設ける必要があった。二月四日、中調子村から岩上村の庄屋角右衛門へこの件が相談されると、角右衛門は、番小屋は中調子村のためのものであるから好きにすればよいと返答している。続く③でも、同伴について藩への上申の要否を角右衛門は不要とした。

中調子村はこの後実際に番小屋を設置しようだが、これが新たな論争の要因となる。同月二六日に角右衛門から次の二点が通告された。まず、「古荒所」で

表2 中調子村・岩上村の山論経過

番号	月	日	内容
②	正	21	岩上村の者2、3名が、中調子村の草苅場内で「かくい堀」。
		22	再び岩上村の者が大勢で山鉾を持ち「かくい堀」に及ぶ。
③	2	4	岩上村庄屋角右衛門に、中調子村から番小屋かけを相談した承を得る。
		11	番小屋かけにあたり藩への報告を相談、角右衛門より不要との回答を得る。 →この後まもなく番小屋が設置されたらしい。
④	2	26	岩上村より、番小屋の撤去と御留山の願い替えについて連絡がある。
⑤		27	中調子村より、前日の連絡に対する反論が行われる。
⑥		28	岩上村より、再度番小屋撤去と御留山の件について連絡があるが、中調子村は不同意。
⑦	4	23	中調子村草苅場内の大谷へ岩上村の者3、40人が侵入し、柴草苅を行う。
⑧		24	中調子村が大谷で柴草苅。その後岩上村の者が大勢侵入し、子どもらから鎌・さい棒を強奪の上、数名に暴行をはたらく。
⑨			中調子村の山子の親兄弟らが岩上村庄屋角右衛門に農具の返還を求めるが応じられず。帰途退去指示に応じなかった岩上村の者から、鎌・さい棒を強奪。
⑩			岩上村より、同日の中調子村百姓らの行為に対する抗議あり。
⑪		26	中調子村庄屋善六より、岩上村の抗議に対する反論が出される。
	5	山田・河原両郡代へ請書を提出。	

あることを理由として中調子村の番小屋撤去を要請、さらに、御留山をこれまでの砂峯から麓へ願ひ替え、傍示を設置したため検分しておくようにと伝えたのである(④)。

中調子村の庄屋善六は、翌日角右衛門へ次の返答を出した。まず、御留山の願ひ替えは中調子村にとつて難儀となり、砂峯に小松も育ってきていることから、麓への変更が適当ではないこと。番小屋については、従来中調子村が柴草を刈っていた場所へ相談の上で設置したものであるため、にわかに「古荒所」と主張することに納得できないとし、いずれにも拒否の意向を示した(⑤)。

しかし、明くる二八日、再度角右衛門方から岩上村による番小屋の撤去が告げられた。また、御留山は中調子村の不便を考慮して先年の通り砂峯を二分しての管理とするが、同年にも傍示を施すと前回とほぼ同様の主張を行った。善六は同意せず、番小屋の強制的な撤去を図る岩上村の手法を「手あらく仕形」と反論した(⑥)。この番小屋と御留山願ひ替えの顛末は不明であるが、恐らく山論の調

停前に解決を見ることはなかったと推察される。

両村の争論は、⑦以後から一層激しさを増す。二月後の四月二三日、大谷という中調子村の草苜場内へ岩上村の者三、四〇名が入り込み、山番の指示にも従わず、柴草を濫伐した。この時期は草刈りが行われる時節にあたり、それゆえに林野資源をめぐる両村間の緊張がより高まったと見られる。

両村の対立はついに直接の衝突となつて現れる。翌日、中調子村が大谷において百姓大勢で柴草刈りを行ったところ、当初岩上村の者は一人も現れなかった。しかし、山子が村へ戻り子供を含む少人数での作業となつた折、岩上村から大勢が乱入し、子供らの持つ鎌十一枚、さい棒一本を奪うだけでなく、すぐに鎌を渡さなかつた子供数名に暴行を加えてこれを強奪するに及んだ。中調子村の山番二名は、直ちに岩上村の角右衛門の元へ出向き、これらの行為に抗議した(⑧)。

事態を聞き及んだ山子の親兄弟たちが奪われた農具の返還を要求するも、岩上村の百姓たちは、庄屋の元で鎌を預かっているため、返してほしければ同村庄屋宅へ来るよう口々に述べ、角右衛門の元へ引き揚げた。そこで二、三名が角右衛門方を訪ねて鎌の返還を求めると一枚のみが戻された。残る鎌についても、奪われた者と後から参着した者の総勢二、三〇名あまりで返還を求めたが拒否された。やむなく帰路についたところ、依然中調子村の柴草刈場に大勢の岩上村百姓がおり、立ち去るよう訴えたが聞き入れられなかったため、中調子村の者たちも彼らから鎌六枚、さい棒二本を奪い取った(⑨)。

その晩、角右衛門の使者が善六の元(同日は不在)へ到来し、岩上村の山へ中調子村百姓が大勢押し寄せ農具を強奪したと抗議した(⑩)。それに対し、翌々日の朝、百姓らを吟味の上、善六から角右衛門へ返答が出された。善六は、中調子村側の行いを岩上村が先に不当な行為に及んだためのものであるとし、岩上村側の行いを非難している(⑪)。

こうした一連の騒動を踏まえ、最後に「かくい堀」や山境の侵犯といった岩上村の不当行為を改めて告発し、「先規之通」、すなわち従来通りの中調子村の權益の保護を、中調子村の庄屋・与頭から郡代兩名に求めている(⑫)。

そもそもなぜ沼田郡の中調子村が太田川を挟む隣郡に位置する岩上村の山に薪・柴草を刈りに行っていたのか。中調子村は添付の地図からもわかるように、東に太田川、西に古川が流れる平野部に位置する村であり、村内に山を持たなかつ

た。そこで、生活や農耕に必要な林野資源を得るため、十分な山林を持つ岩上村の山林の一部を藩の指示により割り当てられたためとされる⁴。その代わりに、小物成(山林・原野・池沼・河海などの収益またはその産物を対象とする課役⁵)として一定額の山銀上納が中調子村に義務付けられた。

こうした事例は本件に限らず、例えば佐伯郡五日市村も山林を全く持たない村として、毛利氏、福島氏といった時期から周辺六ヶ村(井口・皆賀・坪井・倉重・保井田・下河内)の林野への入会が認められていたとしており⁶、本件とよく似た状況にあった。中調子村が述べる「往古」も、恐らく五日市村同様近世初期頃にさかのぼると思われる。しかしこのような状況では他村内の林野への入会であるがゆえに問題が生じることも少なくなかつたと見られ、五日市村でも本件同様周辺の村々との間で数度にわたつて争論が起つて⁷いる。

今回のように、山林をめぐる争論は各地で見られる。その要因の一つには、近世中期以降における人口増加⁸があつたと考えられる。すなわち、木材、生活に必要な燃料等の需要増大に加え、増加した人口に応じて切畑など土地の開拓が進められ、より多くの肥草・牛馬の飼料が必要であつた。一方で、そうした耕地の開拓などによつて材木や柴草を生み出す山林が減少し、林野資源の確保が一層切実な問題となつた。本件の山論も、こうした当時の人口増を背景とするものと推測される⁹。

では、こうした山林をめぐる村間の問題が生じた際、どのような交渉がされたのだろうか。まず、前半の番小屋設置にかかる経緯を見ると、中調子村は自村の「柴草苜所山」内であつても、何かあれば山の所在する岩上村に確認を得る必要があつたようである。その際、両村の庄屋同士が互いに使者を介して交渉し、時に藩へ上申するまでもなく両村間の同意で済ませることもあつたことがわかる。現に、岩上村が不要としたこともあり、中調子村による番小屋設置にかかる公的な検分や報告の一切は行われなかつたと見られる。

また、実際に両村の百姓同士が衝突した場合も、すぐに御山方などへ問題を持ち込まず、一旦それぞれの庄屋に話が通されている。今回は双方主張を譲らなかつたため最終的に右の請書提出に及んだが、もし両村間で折り合いがつけば、番小屋と同様報告は行わなかつたのではないかと考えられる。

このように、山林をめぐる村々の交渉には、藩や御山方に報告の及ばない例が

あったことがわかる。すなわち、在地の山林の状況について、藩が必ずしも把握できていない事例が少なからず存在していたことになる。前章で述べたように、藩はこの後山目付の設置など現地支配の強化を進めたが、実際のところ管理の内容について村方に委ねることも多かったと考えられる。村側としても極力当事者間の協議で済ませ、それでも解決に至らない段階に及んで藩へ問題を持ち込むという在地の自治のあり方がうかがえる。

おわりに

最後に、この両村間における山論がその後どのような経過をたどったか述べておこう。御山方へ届けられたこの争論は、同年五月中に和談が成立、閏七月に御山方の氏野喜太夫・御牧小右衛門が出張して境に堀を設け、傍示の杭木六本を立てることで二村の境界を明示し、御山方と両村が写真2のような絵図をそれぞれ保管することとなった。実際、その後明和五（一七六八）年五月、経年により堀が埋まり、杭木の朽損によって境界の検分が必要となった時も、この絵図を元に境界が補修された。¹⁰

ところが、明治期の地券発行にあたって、土地の所有権をめぐる問題が生じる。明治六（一八七三）年、山の所在地である岩上村に二ツ城山の山所地券状が一旦発行された。その後同八（一八七五）年に一度地券が引き上げられ、岩上村に由緒の調査が命じられた。¹¹この時中調子村は同所利用の「慣行成蹟」を主張してたびたび岩上村に照会を求めたが、返答を得られず、岩上村による報告そのままに、同十六（一八八三）年三月、岩上村に地券が発行されてしまった。¹²

そのため同年十月、中調子村は同山内字真伏・白灰にある自村の草刈場の所有権を主張して広島始審裁判所へ提訴した。原告中調子村は、本稿で紹介した「覚書」、前掲の山所境界を示す絵図などを証拠として提出し、享保期にまでさかのぼる「慣行成蹟」があったことを強調した。そして、所有権付与の通例として、その土地における実績が重要であることから、従来単独で同所を利用してきた自村に所有権を与えるよう訴えた。¹³それに対し、すでに地券を発行された被告岩上村は、争点となった地所が従来中調子村と岩上村の入会であったとし、同所の利用実績を有していたと主張した。さらに、地券発行に及ぶまでの自村の負担か



写真2 両村の境界を示す絵図

（『志屋・戸山・八木村外役場文書目録』「近世文書」434）



写真3 杭木と境堀

写真の杭木のうち、左には「高宮郡岩上村之内 従是南御留山境迄沼田郡中調子村草刈所」、右には「高宮郡岩上村之内 従是南御留山境迄東八川限西八沼田郡中調子村草刈所」と記されている。堀は写真中に点在する四角のか所。

ら、地券発行の正当性を強調し、山番の設置など近年の関与実績を訴えた¹⁴。

先にも述べたが、林野の利用について実際の細かな事柄は村同士の協議で済ませ、藩への報告を行わないこともあった。そうした前提の下、新政府も山林の利用実績調査にあたって地籍の村からの報告を原則信頼して地券を発行したものと見られる。その結果、今回のような訴訟に発展する例が生じたのである¹⁵。

この両村の裁判の結果、始審は中調子村の使用実績を認めて中調子村の所有権を認めたが、岩上村がこれを不服とし、原告として控訴、上告にまで至った。しかし、それでも判決は覆らず、長期にわたる裁判の後、大審院の判断によって中調子村の所有権が確定したようである。これを受け、両村立ち合いでの山地実験を行ったが、近世の杭木や堀が経年で確認できなかつたため、両村協議により双方所有地の境界を確定、五ヶ所に標石を設けた上、新たな図面を作成して所有区域を明記した。そして、明治二二(一八八九)年五月に正式な定約書を作成し¹⁵、争論は終結を見た。

裁判の長期化、さらに上告にまで及んだことで東京までの旅費など多額の支出が必要となったが、中調子村は村内で戸数や土地面積に応じて資金を徴収¹⁶、さらに、不足分は借金をしてまで裁判に臨んだ¹⁷。明治期となつてからも、農村が山林の権益をいかに重要視していたかがうかがえる。

また、こうした裁判において、本稿で紹介した「覚書」、境界を示す絵図が山所利用の慣行を示す証拠として提出され、実際にその解釈が判決の中でも重要な要素となった。近世中期に作成された資料が、一五〇年あまり後になつても重要な記録として活用されたのである。そのため、役場文書として引き継がれた文書の中に今回のような各村の近世文書が存在するのであろう。

今回取り上げた「覚書」をはじめ、広島市公文書館が所蔵する役場文書にも、近世広島近辺の村々の様相を明らかにする近世文書が含まれる。これらは自治体史などで紹介されているものもあるが、まだ十分に活用されている状況ではない。今後、これらを詳細に分析し、広島市の歴史の解明を一層進めることが課題と言えよう。

註

- 1 広島市公文書館編・発行『志屋・戸山・八木村外役場文書目録』一九八三年のうち、佐東町域の役場文書の末尾に「近世資料」として紹介される。役場文書群とは区別されているため、それぞれの役場から引き継がれたものかは不明。
- 2 前掲『志屋・戸山・八木村外役場文書目録』「近世文書」四三五(同四三六もほぼ同じ内容)。本資料は、目録上「岩上村と中調子村の野山の草苜境を定めた覚書控」と題されているが、本講では「覚書」と略記する。
- 3 第二章については、広島県編・発行『広島県史、近世1』一九八一年、第IV章第一節、安芸太田町『加計町史通史編』二〇〇六年、第三章第二節第二項、第IV章第三節を参考とした。
- 4 前掲『志屋・戸山・八木村外役場文書目録』「中調子村役場文書」三六三等。
- 5 前掲『広島県史』近世1第三章第二節2項。
- 6 広島市公文書館編・発行『五日市町外役場文書目録』一九八七年、「近世文書」一五、一八等。
- 7 同書一五、二五、二七等。
- 8 前掲『広島県史』近世1第三章第四節3項。
- 9 広島市編・発行『佐東町史』一九八〇年、第五章第十二節。ただし、五日市村のような沿岸部では産業・交通の発達による人口増、限られた林野面積に加え、塩田開発の盛行という要因も合わせ、林野資源獲得が切実な問題であったと推察される。
- 10 前掲『志屋・戸山・八木村外役場文書目録』「近世文書」四四四〜四四七。
- 11 同書「岩上村役場文書」四一七等。
- 12 同書「中調子村役場文書」三六三等。
- 13 同書「中調子村役場文書」三六二〜三六四。
- 14 同書「岩上村役場文書」四一七〜四二〇。
- 15 同書「中調子村役場文書」四一一、四一三、四一四等。
- 16 同書「中調子村役場文書」三八一〜三八六、三九〇等。
- 17 同書「中調子村役場文書」三八七、三八八、四〇一。

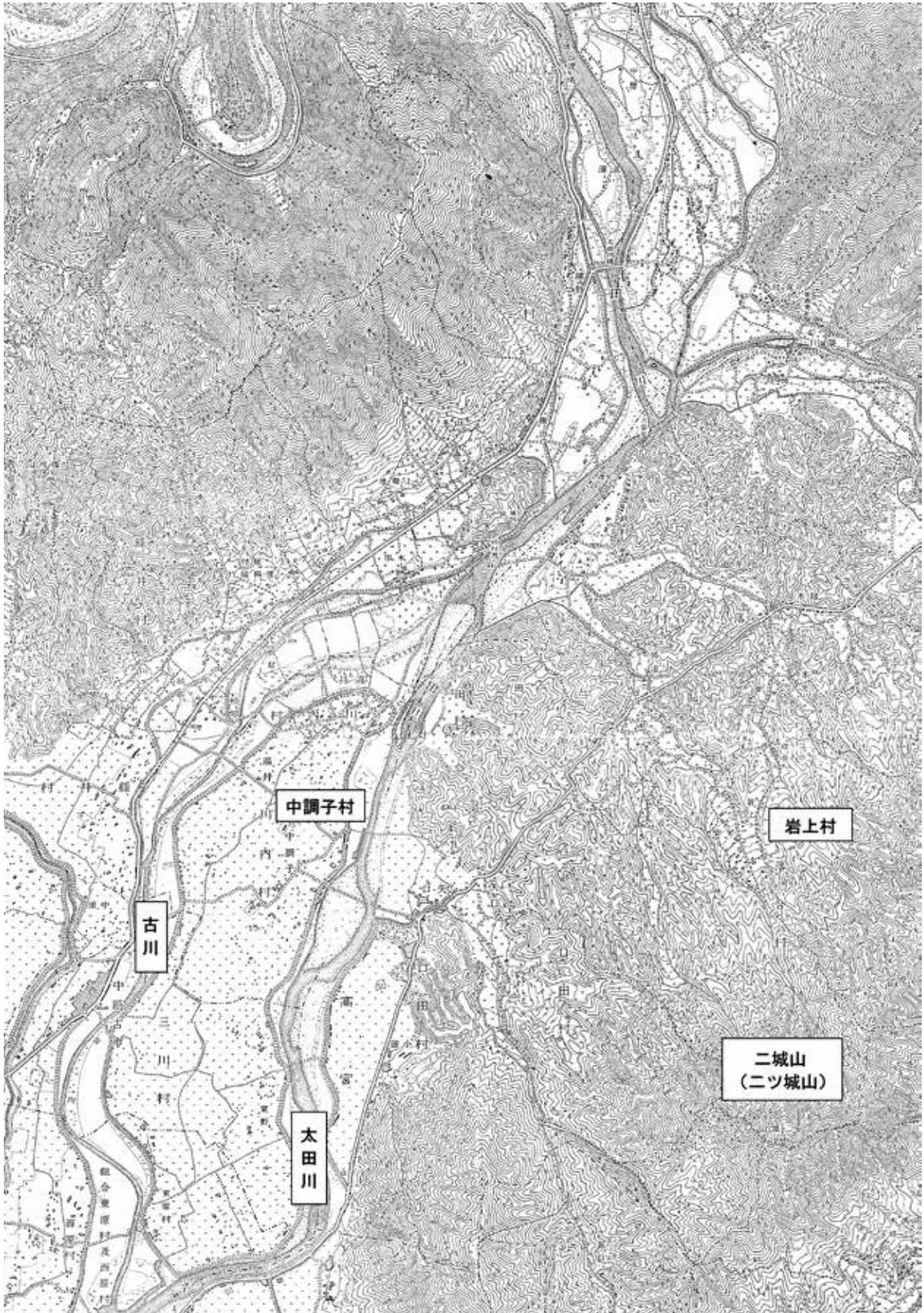


図1 中調子村・岩上村の位置関係

(陸地測量部地形図「祇園」(明治29年)、「上安」「呉娑々宇山」「可部」(明治33年)より、一部加筆修正)